

令和元年度 第1回秋田県社会福祉審議会保育所専門分科会 次第

日時 令和元年9月6日(金)

午後3時分～午後4時

場所 秋田地方総合庁舎6階602会議室

1 課長あいさつ

2 議題

(1)会長の選出について

(2)秋田県社会福祉審議会保育所専門分科会設置要綱の一部改正について

.....資料 1

(3)秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

.....資料 2

3 その他

秋田県社会福祉審議会保育所専門分科会委員名簿

【委員】

平成31年4月1日現在

氏 名	所属等	備 考
織 田 秀 介	横手市子育て支援課長	行政関係者
川 嶋 真 諒	秋田県保育協議会会長	保育関係者
高 橋 清 好	秋田県社会福祉協議会常務理事	有識者
高橋 奈保子	秋田県保育士会会長	保育関係者
三 浦 剛	BROOK株式会社	保護者
森 和 彦	秋田大学教育文化学部教授	有識者

(名簿記載順 五十音順による)

【事務局(幼保推進課)】

氏 名	所属等	備 考
鈴 木 和 朗	幼保推進課長	
浅 野 輝 美	幼保推進課 調整・企画班 副主幹兼班長	
花 田 一 雅	幼保推進課 指導班 副主幹兼班長	
関 由 香 子	幼保推進課 調整・企画班 主査	
芳 賀 奈 央 子	幼保推進課 調整・企画班 主査	

(現行)

秋田県社会福祉審議会保育所専門分科会設置要綱

(設置等)

第1条 秋田県社会福祉審議会運営要綱第2条第2項の規定に基づき、秋田県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に、保育所専門分科会(以下「専門分科会」という。)を置く。

2 次条各号に関する専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(調査審議する事項)

第2条 次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

- 一 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田県条例第93号)附則第3項の規定による保育所の設備及び運営の基準の改廃に関する事項
- 二 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第6項の規定による保育所の設置の認可に関する事項

(会議)

第3条 専門分科会は、専門分科会長が招集し、その議長となる。

2 専門分科会の会議については、秋田県社会福祉審議会条例(平成12年秋田県条例第27号)第6条第3項及び第4項の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

秋田県社会福祉審議会保育所専門分科会設置要綱（案）

（設置等）

第1条 秋田県社会福祉審議会運営要綱第2条第2項の規定に基づき、秋田県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に、保育所専門分科会（以下「専門分科会」という。）を置く。

2 次条各号に関する専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（調査審議する事項）

第2条 次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

一 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第93号）

附則第7項の規定による保育所の設備及び運営の基準の改廃に関する事項

二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第6項の規定による保育所の設置の認可に関する事項

（会議）

第3条 専門分科会は、専門分科会長が招集し、その議長となる。

2 専門分科会の会議については、秋田県社会福祉審議会条例（平成12年秋田県条例第27号）第6条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 会長は、任期満了の後でも、後任の会長が選出されるまでは、なお、その職務を行う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元 年 月 日から施行する。

資料 2

令和元年 9月 6日(金)

秋田県社会福祉審議会

保 育 所 専 門 部 会

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正理由

- 保育所の用に供する建築物に求められる耐火性について、建築基準法による規制に加え、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「保育所基準」という)第32条第8号の規定を参酌して都道府県が定める条例により規制されている。
- 本年6月25日に、建築基準法の一部を改正する法律による建築基準法の改正が施行されたことにより、同法第27条第1項の規定に適合しなければならぬ建築物から、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のものが除かれ、これらの建築物については、建築基準法による規制上、耐火建築物であることが求められなくなった。
- 保育所については、当面、3階以上に乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室を設ける場合は耐火建築物とするという現行の規制を維持するため、保育所基準について所要の改正が行われた。
- 保育所基準の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第32号)の施行に伴い、保育所の設備に関する基準について所用の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

乳児室、ほふく質、保育室または遊戯室を3階以上に設ける保育所の建物にあつては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物であることを基準とすることとする。(第16条関係)

3 今後の予定

9月議会に改正条例案を上程することとする(施行日は公布の日)。

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(設備の基準) 第十六条 保育所の設置の基準は、次のとおりとする。 一 六 略 七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「乳児室等」という。）を二階に設ける保育所の建物にあつては(一)から(三)まで、乳児室等を三階以上に設ける保育所の建物にあつては次に掲げる要件に適合すること。 (一) 耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（乳児室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）であること。 (二) 四 略 八 略	(設備の基準) 第十六条 保育所の設置の基準は、次のとおりとする。 一 六 略 七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「乳児室等」という。）を二階に設ける保育所の建物にあつては(一)から(三)まで、乳児室等を三階以上に設ける保育所の建物にあつては(二)から(四)までに掲げる要件に適合すること。 (一) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロ）に該当するものを除く。）であること。 (二) 四 略 八 略

○厚生労働省令第三十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月三十一日

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 根本 匠

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		
（設備の基準） 第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。 一七七 （略） 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。 イ 耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）であること。 ロ一チ （略）		
改 正 前		
（設備の基準） 第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。 一七七 （略） 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。 イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。 ロ一チ （略）		

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

保育所・幼保連携型認定こども園の設置運営基準の耐火性能に関する改正について

1 基準改正の趣旨

- 保育所・幼保連携型認定こども園の耐火性能基準については、建築基準法による規制に加え、児童福祉施設基準（省令）、幼保連携型基準（府令）で規制。
- 具体的には、以下の規制が存在。
 - ・ 建築基準法及び建築基準法施行令において、児童福祉施設の規制として3階建て以上：耐火建築物
 - 2階建てで2階の床面積が300㎡以上：準耐火建築物 又は 耐火建築物（300㎡未満は規制無し）
- 幼保連携型基準において、幼保連携型認定こども園独自の上乘せ基準として、保育室等を2階に設ける場合：耐火建築物（3階以上に設ける場合には上乘せ基準なし（＝建築基準法が直接適用される））
- 令和元年6月25日施行の建築基準法改正で、3階建ての建物について、火災時の建物からの避難時間に着目し、延べ床面積200㎡未満の場合には、耐火建築物でなくともよいとされた。

	建築基準法	上乘せ基準	結果
3階建て	延べ床面積200㎡以上	耐火	耐火
	延べ床面積200㎡未満		
2階建て	床面積300㎡以上	耐火又は準耐火	耐火
	床面積300㎡未満	規制無し	耐火

建築基準法改正

建築基準法	上乘せ基準	結果
耐火	規定なし	耐火
規制無し	規定なし	規制なし
耐火又は準耐火	耐火	耐火
規制無し		耐火

- 一方で、保育所・幼保連携型認定こども園の用に供する建築物については、火災時の避難に通常よりも時間を要すると考えられる小学校就学前の子どもの安全を確保する必要があることから、3階建てで延べ床面積が200㎡未満の建築物について、これまでも同様の基準を維持する必要がある。

2 基準改正の内容

- 保育所については、児童福祉施設基準第32条を改正し、保育室等を3階以上に設ける建物について、耐火建築物でなければならぬこととした。→ 県保育所基準条例の該当箇所を改正
- 幼保連携型認定こども園については、幼保連携型基準第6条及び第13条を改正し、保育室等を3階以上に設ける建物について、耐火建築物でなければならぬこととした。→ 県幼保連携型基準条例の該当箇所を改正
- 施行期日：公布日（令和元年7月31日）

(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に關して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能に關して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

一 別表第一(イ)欄に掲げる階を同表(イ)欄(一)項から四項までに掲げる用途に供するもの（階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のもの（同表(ロ)欄に掲げる階を同表(イ)欄(二)項に掲げる用途で政令で定めるものに供するものにあつては、政令で定める技術的基準に従つて警報設備を設けたものに限る。）を除く。）

二 別表第一(ロ)欄(一)項から四項までに掲げる用途に供する部分（同表(一)項の場合にあつては客席、同表(二)項及び四項の場合にあつては二階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が同表(ハ)欄の当該各項に該当するもの

三 別表第一(ハ)欄(四)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以上のもの

四 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が一階にないもの（階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満のものを除く。）

2 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。

一 別表第一(イ)欄(五)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する三階以上の部分の床面積の合計が同表(ロ)欄(五)項に該当するもの

二 別表第一(ロ)欄(六)項に掲げる階を同表(イ)欄(六)項に掲げる用途に供するもの

3 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物（別表第一(イ)欄(六)項に掲げる用途に供するものにあつては、第二条第九号の三口に該当する準耐火建築物のうち政令で定めるものを除く。）としなければならない。

一 別表第一(イ)欄(五)項又は(六)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が同表(ロ)欄の当該各項に該当するもの

二 別表第二(ロ)項第四号に規定する危険物（安全上及び防火上支障がないものとして政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の貯蔵場又は処理場の用途に供するもの（貯蔵又は処理に係る危険物の数量が政令で定める限度を超えないものを除く。）

建築基準法 別表

別表第一 耐火建築物等としなければならない特殊建築物（第六条、第二十一条、第二十七条、第二十八条、第三十五条―第三十五条の三、第九十条の三関係）

	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
用途		(イ)欄の用途に供する階	(イ)欄の用途に供する部分(一)項の場合にあつては客席、(二)項及び(四)項の場合にあつては二階、(五)項の場合にあつては三階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。の床面積の合計	(イ)欄の用途に供する部分の床面積の合計
(一) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの		三階以上の階	二百平方メートル（屋外観覧席にあつては、千平方メートル）以上	
(二) 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの		三階以上の階	三百平方メートル以上	
(三) 学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの		三階以上の階	二千平方メートル以上	
(四) 百貨店、マーケット、展示場、キヤバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令		三階以上の階	五百平方メートル以上	

建築基準法 別表

別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七条、第四十八条、第六十八条の三関係）

(五)	で定めるもの 倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの
(六)	自動車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの
三階以上の階	千五百平方メートル以上 百五十平方メートル以上
(イ)	第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物
(略) 一 住宅 二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 四 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 六 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 七 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第六項第一号に該当する営業（以下この表において「個室付浴場業」という。）に係るものを除く。） 八 診療所 九 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 十 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。） (略)	(略)